別表 1

111						1	1				1
昏号	傍		受	令	状	通信手段	実	施	期	間	逮捕
	±±-1≻	請求 発付 罪 名 (罰 条) (件) (件)		手段		通話	第22条第2項		人員 数		
	請水(件))	類	(日間)	回数 (回)	第1号	第3号(回)	(人)	
1 5	5	5	 覚せい剤取締法違反(同法 41条の2第2項,同第1項,用		携帯 電話	29	416	83	0		
			HE HH	28	336	12	0	13			
				2	4	0	0				
				10	0	0	0				
							9	30	7	0	
2 3	3	3	覚せい剤取締法違反(同法 41条の2第2項,同第1項, 法第60条) 【営利目的の覚醒剤所持】	締法違反 項,同第1	反(同法第 第1項.刑	携帯 電話	30	518	71	0	
						10	707	29	0	7	
							30	90	38	0	
3	3 3 覚せい剤取締法違反(同法質 3 41条第2項,同第1項,刑法質			17	166	0	0				
			41未第2項,同第1項,而在 60条) 【営利目的の覚醒剤輸入】			17	231	0	0	0	
							6	181	0	0	
4	1	1	覚せい剤取 41条第2項, 60条) 【営利目的	同第1項,	刑法第	携帯電話	26	511	30	0	4
5	2 2 銃砲刀剣類所持等取締法違反 (同法第31条第1項,第3条の 13,第31条の3第2項,同第1 項前段、第2条第1項、開注4	第3条の 同第1	携帯 電話	23	292	0	0	0			
	項前段,第3条第1項,刑法第 60条) 【拳銃の発射,拳銃の加重所 持】			23	666	0	0	U			
4	1	1	41条第2項, 60条割	同第1項, の 第1項,	刑 入()	電話 携電 携帯 携帯	17 17 6 26	166 231 181 511	0 0 30		0 0 0

番号	1	旁	受	令	状	通信手段	実	施	期	間	逮捕人員
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名	(罰条)	が種類	(日間)	通話 回数 (回)	第22 <i>条</i> 第 1 号 (回)	第3項 第3号 (回)	数 (人)
6	6 2 2	(同法第31 13,第31条	条第1項, の3第2項,		携帯 電話	5	116	12	0		
			項前段,第3条第1項,刑法第 60条) 【拳銃の発射,拳銃の加重所 持】		5	37	7	0	0		
7	8	8	銃砲刀剣類所持等取締法違反 (同法第31条の3第2項,同第 1項後段,第3条第1項,第31 条の8,第3条の3第1項,刑法 第60条) 【拳銃の加重所持,拳銃実包 の所持】	携带	23	217	11	0			
				第3条第1項	頁,第31	电巾	21	652	2	0	
				拳銃実包		7	243	7	0		
							24	641	7	0	6
							3	11	0	0	0
							5	81	2	0	
						19	343	3	0		
							24	594	10	0	
8	8 3 3	3 3	3 銃砲刀剣類所持等取締法違反 (同法第31条の3第1項, 第3 条第1項, 第31条の8, 第3条 の3第1項, 刑法第60条) 【拳銃等の所持, 拳銃実包の	頁,第3	携帯電話	16	157	3	0	3	
				条)		28	570	7	0		
			所持】				16	102	8	0	
9	1	1	麻薬特例法 第2号,第8 締法第24条 項,刑法第 【業として行	条第2項, の2第2項, 60条)	大麻取 同第1	携帯電話	30	283	26	0	0

番号	傍		受	令	状	通信	実	施	期	間	逮捕
	請求 (件)	発付 (件)	罪 名	(罰	条)	手段 の種 類	(日間)	通話 回数 (回)	第229 第1号 (回)	*第2項 第3号 (回)	人員 数 (人)
10	7	7	組織的犯罪		建反(同法 型法第100	携帯	12	96	2	0	
)	刑伝弗199	電話	23	605	2	0		
							12	73	2	0	
							7	4	1	0	0
							2	0	0	0	
							12	168	0	0	
							7	153	0	0	
11	5	5	電子計算機			携帯 電話	20	265	10	0	
			246条の2,第60条	和00 米)	00米)	电叩	20	358	14	0	
							5	7	1	0	0
							3	0	0	0	
							10	527	35	0	

- (注1)「携帯電話」はPHSを含む。 (注2)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為 等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組 織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」を いう。
- (注3)組織的犯罪処罰法の条項については、平成23年法律第74号による改正前のものであ る。

別表 2

(平成27年)

番号			傍 受 令 状	新たに 逮捕し
	請求 (件)	発付 (件)	罪名 (罰条)	た人員 数 (人)
2	5 (報告済み)	5 (報告済み)	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項, 同第1項, 刑法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
3	5 (報告済み)	5 (報告済み)	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項,刑 法第60条) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
4	2 (報告済み)	2 (報告済み)	覚せい剤取締法違反(同法第41条の2第2項,同第1項) 【営利目的の覚醒剤譲渡】	2
8	3 (報告済み)	3 (報告済み)	麻薬特例法違反(同法第5条第4号,第8条第2項,覚せい 剤取締法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	8
9	7 (報告済み)	7 (報告済み)	麻薬特例法違反(同法第5条第4号,第8条第2項,覚せい 剤取締法第41条の2第2項,同第1項,刑法第60条) 【業として行う覚醒剤等の譲渡】	14

- (注1)「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為
- 等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいう。 (注2)「新たに逮捕した人員数」とは、平成27年中に傍受を実施した事件に関して、平成28年中に新たに逮捕した人員数をいう。
- (注3) 平成14年から平成26年までに傍受を実施した事件に関して、平成28年中に新 たに逮捕した者はいなかった。